

宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期)の概要

第1章 基本的な考え方

趣旨 本計画は、「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、その実現に向けて県民、事業者、民間団体、行政機関等地域社会を構成するすべての主体が共通認識のもと、薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示す指針としての役割を担う。

計画の位置付け 令和5年8月に国の薬物乱用対策推進会議が策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の宮城県地域計画として、また、平成31年3月に策定した「宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)」を承継する計画として策定する。

なお、本計画の推進体制は、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第8条に規定する体制を兼ねる。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の重要項目

- 大麻乱用期への総合的な対策の強化
- 再乱用防止対策に係る関係機関の連携した”息の長い支援”強化
- サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化
- 国際的な人の往来増加への対応強化
- 薬物乱用政策に係る国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

期間 令和6年度から令和10年度までの5か年

計画の構成 「薬物乱用未然防止」、「再乱用防止」、「不正流通防止」という3つの基本目標を達成するため、9つの対策を講じる。各関係機関が、それぞれの立場で、それぞれの機能を最大限発揮することで、69の取組を展開し、目標達成を目指す。

取組状況の推移と数値目標

基本目標1 啓発強化による薬物乱用未然防止			
項目	R1	R4	数値目標(R10)
○小・中・高校における薬物乱用防止教室の開催率	87%	86%	100%
○薬物乱用防止指導員による啓発人数	4.6万人	2.6万人	5万人
○公立小・中・高校(仙台市を除く)のスクールカウンセラーの相談件数	5.1万件	5.3万件	—
○公立小・中学校(仙台市を除く)のスクールカウンセラーの稼働率	58%	75%	80%

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止			
項目	R1	R4	数値目標(R10)
○相談窓口における薬物相談数	170件	245件	—
○薬物乱用者及びその家族に対する支援事業の延べ参加人数	(本人)100人 (家族)17人 (引受人)44人	(本人)101人 (家族)4人 (引受人)52人	—
○薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の所属団体数及び実施回数	15団体 9回	20団体 10回	—

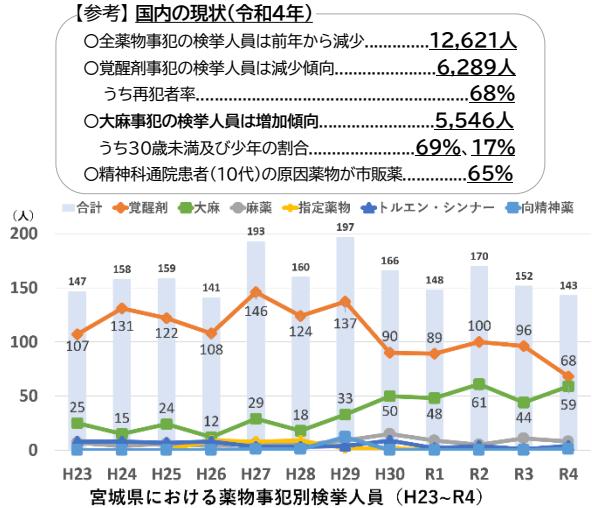
基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止			
項目	R1	R4	数値目標(R10)
○麻薬業務所に対する年間立入検査率	37%	31%	35%
○薬局、店舗販売業における濫用等のおそれのある医薬品の販売方法の法令遵守率	—	90%(R5)	100%

第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

県内の現状(令和4年)

- 全薬物事犯の検挙人員は過去数年横ばい.....**143人**
- 覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向.....**68人**
うち再犯者率.....**55%**
- 大麻事犯の検挙人員は増加傾向.....**59人**
うち30歳未満及び少年の割合.....**69%、7%**
- 県内高校生のオーバードーズの認知度.....**61%**

主な情報元は、動画サイトやSNS、テレビ(右図参照)



第3章 薬物乱用対策の方向性及び取組

基本目標1

啓発強化による薬物乱用未然防止

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての小・中・高等学校及び義務教育学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② すべての児童・生徒等に対して、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ③ 覚醒剤・大麻・向精神薬等の危険性・有害性とあわせて、医薬品の正しい使い方を周知する。
- ④ 若年層に広まる大麻乱用・オーバードーズの危険性等、薬物の最新知識を指導者と共有し、普及啓発を担う人材育成や指導力向上を図る。
- ⑤ 大学、専門学校生を対象とした啓発を実施し、若者の薬物乱用者増加を阻止する。

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

- ① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。
- ② 青年層等の参集機会や参集場所において、薬物乱用防止に関する積極的な情報提供、啓発を行う。
- ③ 保護者を対象とした啓発を実施し、家庭内における薬物乱用防止に関わるコミュニケーションの推進を図る。
- ④ 薬物乱用防止指導員等が、集会、会合、催事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を行う。
- ⑤ デジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、大麻乱用やオーバードーズ防止等に係る効果的な啓発を実施する。

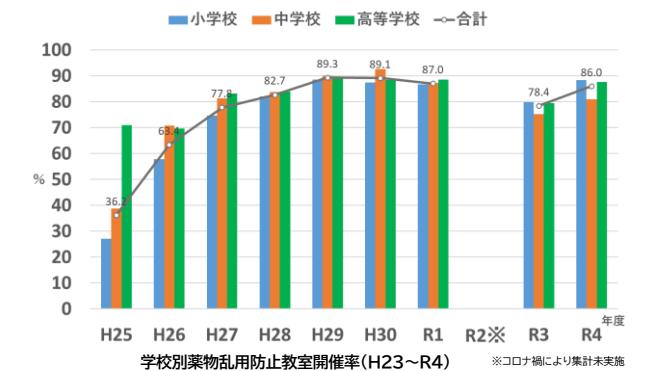
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

- ① 教育機関等において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応じる体制を拡充させる。
- ② 地域の薬剤師、登録販売者、行政関係者間での情報共有を行い、ゲートキーパーの担い手を育成・整備する。

課題

<薬物乱用未然防止対策>

- 大件事犯の増加及び事犯者における高い若年層率
 - ・ネット上における大麻の有害性に関する誤った情報の流布
 - ・諸外国における嗜好用大麻の合法化といった国際的な潮流
 - 若年層に広がる市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)
 - ・家庭や学校で抱える精神的苦痛から逃れるための安易な選択
 - ・原因薬物が薬局、ドラッグストア、ネット上で購入できる市販薬
- ⇒科学的知見に基づく危険性・有害性の正しい知識や、薬物乱用に至ってしまう社会環境への適切な対処法の周知
- ⇒啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い啓発活動の展開



基本目標2

薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止

対策4 再乱用防止のための相談体制の充実強化と周知

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の相談窓口等の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間支援団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援

- ① 薬物乱用者を対象とした回復プログラム、その家族を対象とした依存症家族教室等を開催することで、当事者と家族支援の充実を図る。
- ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。
- ③ 保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、社会福祉士や精神保健福祉士による再乱用防止プログラムを実施する。
- ④ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。

対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化

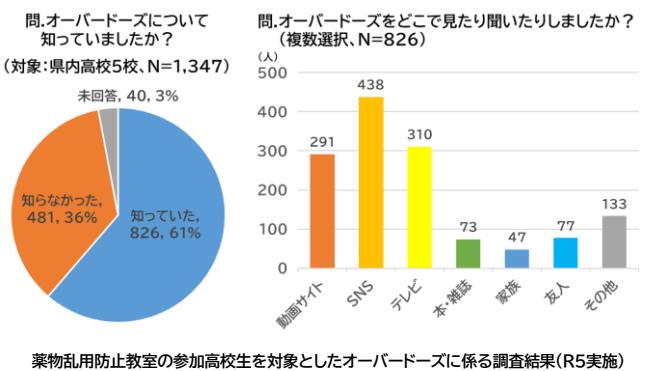
- ① 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を開催し、依存症等の理解を深めることで、地域支援体制を強化する。
- ② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。
- ③ 依存症治療拠点機関及び専門医療機関等にコーディネーターを配置し、依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備を推進する。
- ④ 薬物依存症問題に取り組む民間支援団体による活動を支援する。
- ⑤ 民間支援団体や関係機関等による密接なネットワーク体制を構築し、薬物依存症者への支援を充実させる。

<再乱用防止対策>

- 覚醒剤事犯の再犯者率の高止まりへの対応等再乱用させない体制作り
- ⇒薬物依存症の治療から社会復帰への切れ目ない支援の実施
- ⇒薬物依存の問題を抱える者等への相談、支援や治療等に携わる関係機関の緊密な連携強化と支援・相談体制の積極的な周知

<不正流通防止対策>

- 大件事犯急増の早期鎮静化やオーバードーズ防止に向けた対策の必要性
- ⇒サイバー空間を悪用し、巧妙化、潜在化する密売事犯に対応するため、関係機関と連携した情報収集、共有体制の強化
- ⇒濫用等のおそれのある医薬品など市販薬の販売方法の適正化



基本目標3

指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

- ① 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
- ② 関係機関相互の密な情報共有、連携強化により、密売組織等の効率的な情報収集及び徹底検挙を図る。
- ③ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
- ④ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ⑤ 不正栽培及び自生する大麻・けしの発見、除去を実施し、撲滅を図る。
- ⑥ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物等に起因する健康被害をなくす。

対策8 水際対策の徹底

- ① 入管法に基づく薬物関係外国人の退去強制、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。
- ② 各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底する。

対策9 正規流通麻薬、向精神薬、市販薬の適正な管理

- ① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。
- ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬等の適正な管理について、医療機関等に対し指導監督していく。
- ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
- ④ 偽造・変造処方箋が発見された際には、薬剤師会・医師会と速やかに情報共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。
- ⑤ 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について法令遵守を徹底させ、市販薬の販売体制適正化を促す。